

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今般の改正により、変額保険、外貨建て保険、契約転換に関する事項、一時払保険においてクーリングオフができない場合の説明等について、書面交付に加えて、電磁的方法による提供が新たに認められているが、昨今の保険業界における苦情の発生状況等を踏まえても、金融庁として特段問題ないと判断したという理解で良いか。</p> <p>少なくとも、従来書面交付を必須としてきたことの趣旨と、今般それを緩和するにあたって行ったであろう検証の内容を金融庁は開示する必要があるのではないか。</p>	<p>今般の改正は、顧客の承諾を得たうえで一定の基準を満たした電磁的方法にて情報提供を行うことを可能としたものであり、保険会社が顧客保護を図ったうえで、改正内容に基づいて適切に運用することで、顧客に必要な情報提供が行われるものと考えております。</p> <p>電磁的方法により情報提供する場合の留意点等は、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正にて別途明確化することとなっております。</p>
<p><b>▼ 保険業法施行規則第 11 条第 6 項</b></p>		
2	<p>第 11 条第 6 号で明確に定めることが求められている措置をすれば、第 11 条第 6 号の 2 で明確に定めることが求められている措置を満たすという理解で良いか。</p>	<p>第 11 条第 6 号については、現行の条文と同内容にすべきことから、第 11 条第 6 号の 2 と同内容・同趣旨の案文に修正致します。</p> <p>同様の趣旨から第 234 条第 1 項第 6 号及び第 234 条の 27 第 1 項第 2 号も併せて修正致します。</p>
<p><b>▼ 保険業法施行規則第 227 条の 2 第 7 項、第 234 条第 7 項、第 234 条の 21 の 2 第 5 項及び第 234 条の 27 第 7 項</b></p>		
3	<p>保存期間の起算日が「保険契約の保険期間の終了の日」とされているが、情報提供は行ったが契約締結に至らなかったもの（申込みの撤回がなされたものを含む）については保存義務が課せられないという理解で良いか。また、契約の取消・解除・解約（契約の一部だけを解約する場合を除く）があった場合はこれらによる契約終了日が起算日となるという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>ただし、契約の一部だけを解約する場合のほか、契約の一部だけを取消・解除する場合についても、「保険契約の保険期間の終了の日」とはならない場合が想定されます。</p> <p>なお、第 234 条第 7 項において、第 234 条第 1 項第 6 号、第 8 号又は第 9 号の保険契約にあつては「当該保険契約を締結した日」が起算日とされておりますので、御留意下さい。</p>